

福岡県医発第 1546 号(地)
令和 4 年 9 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの
有効期限の取扱いについて

今般、標記について厚生労働省より日本医師会を通じて、別紙のとおり情報提供がありました。

ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの有効期限変更（延長）については、「ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて」令和 4 年 5 月 7 日付福岡県医発第 412 号（地）にて連絡しておりますが、今般の通知により有効期限の取扱いについて更新され、前回の事務連絡は廃止となりました。

なお、ワクチンの有効期限は、一定期間ワクチンを保存した場合に品質が保たれるかについて、当該ワクチンを製造・販売する企業において集められたデータに基づき、薬事上の手続きを経て設定されます。このため、一度有効期間を設定した後であっても、当該企業において、引き続き、より長くワクチンを保存した場合に、品質が保たれることについてデータが集められれば、そのデータに基づき、薬事上の手続きを経て、有効期限が延長されることがあります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

<変更点>

ファイザー社ワクチン（12 歳以上用）の有効期限について
8 月 19 日に、12 か月から 15 か月へと更に延長されました。